

● 「取組・推進体制」に関する考え方

(1) 教育の充実

○「知らないこと」は、偏見や差別を生む要因になり、特定の人が個性や能力を発揮することを阻害する可能性がある

○学校教育、社会教育、生涯学習などあらゆる教育の場で、人権を尊重し、多様性（ダイバーシティ）を認め合う意識を醸成する取り組みが必要

(2) 啓発の充実

○人権及び多様性（ダイバーシティ）に関する施策は、国内外の事例を踏まえながら、中野区の実情に応じた啓発活動に努めることが必要

○重点啓発項目を定めて効果的な広報が必要

(3) 相談体制の整備

○国や東京都などとの役割分担により、区民や事業者からの人権や多様性（ダイバーシティ）に関する相談に的確に応じる相談体制が必要

(4) 推進体制の整備

○人権や多様性（ダイバーシティ）に関する施策の推進には、継続的な評価や、実態・課題の把握が欠かせない。区長の諮問機関として推進会議を設置し、毎年度開催すべきである。